茨城県知事　栃木県知事　群馬県知事　埼玉県知事　千葉県知事　東京都知事　神奈川県知事　新潟県知事　富山県知事　石川県知事　福井県知事　山梨県知事　長野県知事　岐阜県知事　静岡県知事　愛知県知事　三重県知事　滋賀県知事　京都府知事　大阪府知事　兵庫県知事　奈良県知事　和歌山県知事　鳥取県知事　島根県知事　岡山県知事　徳島県知事　香川県知事　愛媛県知事　高知県知事　福岡県知事　佐賀県知事　長崎県知事　熊本県知事　大分県知事　宮崎県知事　鹿児島県知事　沖縄県知事　札幌市長　仙台市長　千葉市長　横浜市長　川崎市長　相模原市長　新潟市長　静岡市長　名古屋市長　京都市長　大阪市長　堺市長　神戸市長　岡山市長　北九州市長　福岡市長　熊本市長

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○消費者庁告示第九号

健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）第三条第二号の規定に基づき、健康増進法施行令第三条第二号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額（平成二十五年消費者庁告示第六号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用することとしたので、告示する。

平成二十九年三月三十一日

消費者庁長官　岡村　和美

表中「

えん下困難者用食品		
	えん下困難者用食品	
	とろみ調整用食品	

」を「

えん下困難者用食品		
	えん下困難者用食品	
	とろみ調整用食品	

」に改める。

えん下困難者用食品		硬さ　付着性　凝集性	四万八千円
	えん下困難者用食品	硬さ　付着性　凝集性	四万八千円
	とろみ調整用食品	硬さ　付着性　凝集性 粘度　溶解性・分散性　経時的安定性　唾液抵抗性　温度安定性	四万八千円 八万五千円

群馬県知事　埼玉県知事　千葉県知事　東京都知事　神奈川県知事　新潟県知事　富山県知事　石川県知事　福井県知事　山梨県知事　長野県知事　岐阜県知事　静岡県知事　愛知県知事　三重県知事　滋賀県知事　京都府知事　大阪府知事　兵庫県知事　奈良県知事　和歌山県知事　鳥取県知事　島根県知事　岡山県知事　徳島県知事　香川県知事　愛媛県知事　高知県知事　熊本県知事　宮崎県知事　沖縄県知事　札幌市長　仙台市長　千葉市長　横浜市長　川崎市長　相模原市長　新潟市長　名古屋市長　京都市長　大阪市長　堺市長　岡山市長　北九州市長　福岡市長　熊本市長

○復興庁告示第三十号

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の規定に基づき、復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件（平成二十四年復興庁告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

東日本大震災復興特別会計　歳出予算

所管	組織	項
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進費 原子力災害復興再生支援事業費のうち 福島再生加速化交付金 地域活性化等復興政策費のうち 原子力施設等防災対策等交付金 生活基盤行政復興事業費のうち 消防防災施設災害復旧費補助金 教育・科学技術等復興政策費のうち 私立大学等経常費補助金 私立高等学校等経常費助成費補助金 国宝重要文化財等保存整備費補助金 東日本大震災復興国立大学法人施設整備費 社会保障等復興事業費のうち 保健衛生施設等災害復旧費補助金 社会福祉施設等災害復旧費補助金 農林水産業復興事業費のうち 林業振興整備費補助金 木材加工流通施設復旧対策整備費補助金 水産業共同利用施設復旧整備費補助金 農業・食品産業強化対策整備交付金 防衛復興政策費のうち 諸器材購入費 航空機修理費 東日本大震災復興事業費 東日本大震災災害復旧等事業費

○総務省告示第百十号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

本則中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、第一号中「千分の〇・二六」を「千分の〇・〇九」に改め、第二号中「千分の〇・四一」を「千分の〇・一九」に改め、第三号中「千分の〇・一二」を「千分の〇・〇六」に改め、第四号中「千分の〇・一〇」に改め、第五号から第七号までの規定中「千分の〇・三一」を「千分の〇・〇六」に改める。